

古物営業の法令改正について

令和5年6月16日に公布された「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」により、古物営業法の一部が令和6年1月31日に、古物営業法施行規則の一部が同年4月1日にそれぞれ改正されます。

運用に誤りのないようお願いいたします。

～主な改正内容～

○ **身分確認方法の追加**

古物商が相手方の住所、氏名等を確認する資料の例示として、マイナンバー法第2条第7項に規定する個人番号カードが追加されました。

○ **「標識」の掲示等**

事業者は、許可を受けたことを示す古物営業法施行規則で定める様式の「標識」を営業所等の見やすい場所に掲示するとともに、

常時使用する従業者の数が5人以下である場合

当該事業者が管理するウェブサイトをも有していない場合

を除き、当該事業者のウェブサイトはその氏名又は名称、許可をした公安委員会の名称及び許可証の番号を公衆の閲覧に供しなければならないこととされました。